

建設工事等に係る入札契約等説明会

令和7年4月30日(水)午後2時～午後3時30分
荷揚複合公共施設6階多目的大会議室

— 次 第 —

1 開会あいさつ

2 入札契約等の説明

- (1) 令和7年度建設工事等に係る入札契約制度の改正について…………… 1
 - ①ウィークリースタンスの実施について…………… 2
 - ②契約事務における電子化の推進について…………… 3
 - ③建設工事のDXの推進について…………… 5
 - ④特定建設工事共同企業体の発注形態について…………… 8

- (2) その他…………… 9
 - ①余裕期間制度実施要領の改正について…………… 9
 - ②「落札後の提出書類について」の受取方法について…………… 10
 - ③変更契約に伴う契約保証金の増額に係る基準額の見直しについて… 11

(1) 令和7年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

建設業は社会資本の整備や維持の主体として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、働き方改革をはじめとする担い手の確保に向けた対策や生産性向上の取組を一層強化することが急務となっており、本市においても受注者とともに、働き方改革を推進し、生産性の向上を後押ししていかなければなりません。

また、特定建設工事共同企業体の発注形態については、新たな手法を採り入れ、受注機会の拡大を図ります。

以上を踏まえ、令和7年度は、次のとおり制度の改正を行います。

制度改正

取組Ⅰ 働き方改革の推進

1. ウィークリースタンスの実施について
2. 契約事務における電子化の推進について
 - (1) 建設工事等における契約書の電子化について
 - (2) 建設工事等における契約の保証及び前払金保証の電子化について

取組Ⅱ 生産性の向上

3. 建設工事のDXの推進について
 - (1) 建設現場における遠隔臨場（試行）の拡大について
 - (2) ICT活用工事の拡大について
 - (3) 情報共有システム活用の拡大について

取組Ⅲ 受注機会の拡大

4. 特定建設工事共同企業体の発注形態について

取組 I 働き方改革の推進

1. ウィークリースタンスの実施について

ウィークリースタンスとは、受注者と発注者で仕事の進め方として、一週間の働き方のルール(スタンス)を決め、計画的に業務を進めつつ業務環境の改善を図るものです。建設業において、より一層、働き方改革を推進し、担い手の育成・確保に繋げることを目的に実施します。

(1) 対象

大分市が発注する、測量、設計、調査等のコンサルタント業務及び全ての工事(※注1、2)

(※注1)対象業務等は特記仕様書にウィークリースタンス実施対象であることを明示します。

(※注2)災害に係る調査や設計等の緊急を要する業務等は除きます。

(2) 取組内容

取組内容については、以下を参考に受発注者間相互で確認・調整の上で設定

取組事例	<ul style="list-style-type: none">①月曜日等の休日明けを依頼の期限としない②水曜日等をノー残業デーと定め、当日は定時帰宅を心掛ける③昼休みや午後5時以降の打合せをしない④定時間際、定時後の依頼、打合せをしない⑤作業内容に見合った作業期間を確保する⑥業務時間外の連絡を行わない(情報共有システム、メール含む)⑦打合せ、立会等は遠隔臨場の活用に努める⑧その他、任意に設定する(緊急を要する場合の対応など)
------	--

受注者により、勤務時間、定時退社日が異なるため、柔軟性を持った取組とします。

(3) 実施方法

業務着手前に、受発注者相互で取組の目的や内容、取り組む意思を確認し、実施内容を打合せ記録簿により受発注者間で共有します。

◆ 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

2. 契約事務における電子化の推進について

(1) 建設工事等における契約書の電子化について

本市では、受注者の契約事務の効率化を図るため、インターネット上で契約締結を行うことができる「電子契約サービス」を導入します。

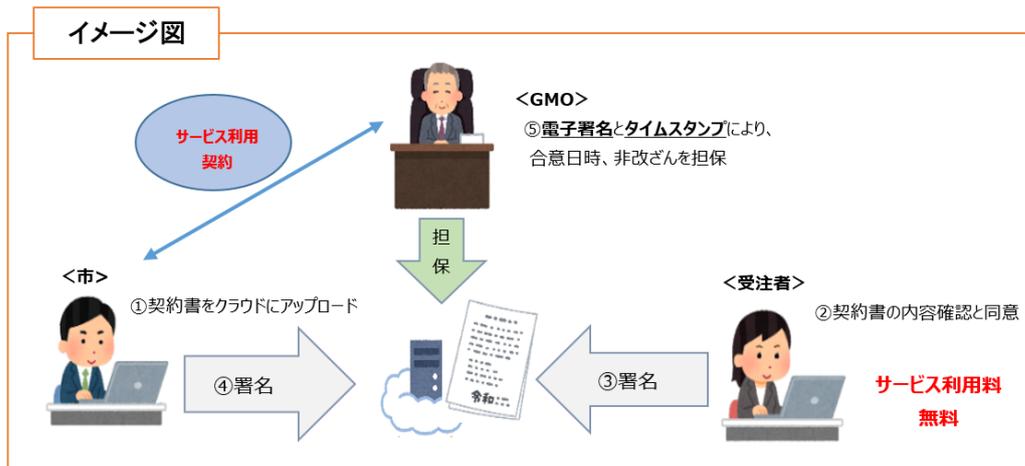
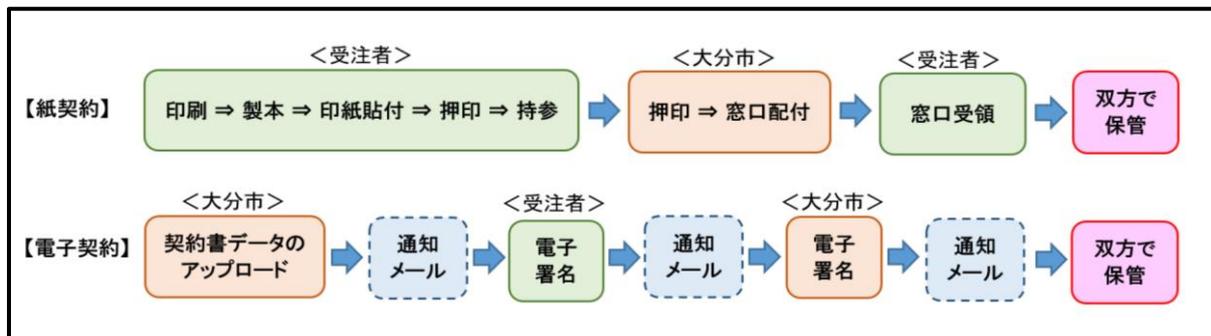
①サービスの概要

電子契約は、受発注者双方が印鑑を押印して取り交わしていた書面の契約書に代わり、インターネット上で電子データ(PDF)に署名を行い、契約を締結することができます。

契約の手法	形式	押印	提出	印紙
紙の契約	書面	印鑑	持参	必要
電子契約	電子データ(PDF)	電子署名	インターネット	不要

※サービス提供事業者は、大分県等でも導入されている「GMOサイン」

②運用イメージ



③留意事項

電子契約を希望する場合は、契約案件ごとに「電子契約サービス利用申出書」の提出が必要です。

◆ 令和7年4月1日以降に契約を締結するものから適用します。

(2) 建設工事等における契約の保証及び前払金保証の電子化について

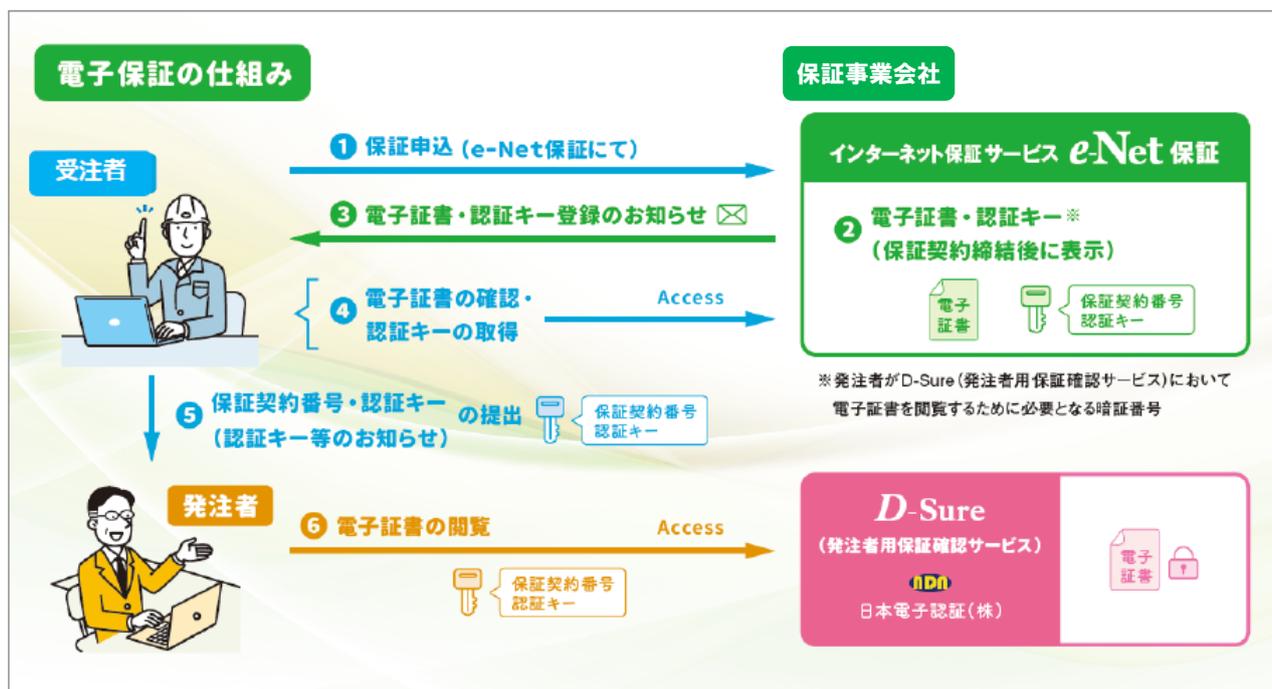
本市では、受注者の事務負担の軽減や手続き効率化の一環として、令和7年度から以下のとおり電磁的記録により発行された保証証書の提出を可能とします。

①電子化の対象となる保証証書

契約の保証	契約保証証書(引受先:保証事業会社※)
前払金保証 (中間前払金含む)	前払金保証証書(引受先:保証事業会社※)

※保証事業会社とは、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社のことです。

②電子化保証の取扱いイメージ(西日本建設業保証(株)ホームページより)



◆ 令和7年4月1日以降に契約を締結するものから適用します。

取組Ⅱ 生産性の向上

3. 建設工事のDXの推進について

(1) 建設現場における遠隔臨場(試行)の拡大について

建設現場での受発注者間の作業効率化を図るため、動画撮影用のカメラを活用し、現場に行かずとも離れた場所から臨場(※注)を行う、遠隔臨場を拡大します。

(※注) 段階確認や材料確認などの立会

①対象工事

全ての工事(ただし、映像と音声を確認できる通信環境が整う現場での工事)

②発注方式

	改正後(令和7年度)	現行(令和6年度)
発注方式	・受注者希望型 ・発注者指定型	・受注者希望型

③費用負担

遠隔臨場にかかる費用は、本市の「建設現場における遠隔臨場に関する実施試行要領」に基づいて契約変更を行うものとします。

④活用イメージ



出典：国土交通省

◆ 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

(2) ICT活用工事の拡大について

ICT(情報通信技術)施工に精通した技術者・技能労働者の育成を図るため、ICT活用工事(※注)の対象を拡大します。

(※注) 工事前測量から工事、検査までの工程において、ドローン、GPSやコンピューター付建設機械などの情報通信技術を活用する工事

①対象工事

	改正後(令和7年度)	現行(令和6年度)
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装(路盤工)面積1,000㎡以上 ・舗裝修繕(切削工)面積3,000㎡以上 ・土工 ・付帯構造物設置工 ・地盤改良工 ・法面工 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装(路盤工)面積1,000㎡以上 ・舗裝修繕(切削工)面積3,000㎡以上 ・土工

対象工事は特記仕様書に「ICT活用工事」であることを明示します。

②発注方式

受注者が、本市の「ICT活用工事实施要領」に基づき「全面」又は「部分」活用を選択できる「受注者希望型」とします。

③費用負担

発注は、従来施工に基づく積算にて行うものとし、受注後においてICT活用工事を実施する場合には、大分県土木工事標準歩掛(ICT施工)と国土交通省ICT活用工事積算要領に基づいて契約変更を行うものとする。

◆ 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

(3) 情報共有システム活用の拡大について

インターネットを介した打合せ簿等の工事帳票の作成や提出、電子での承認などが可能となる「情報共有システム」を活用し、業務の効率化を図ります。

①対象工事・発注方式

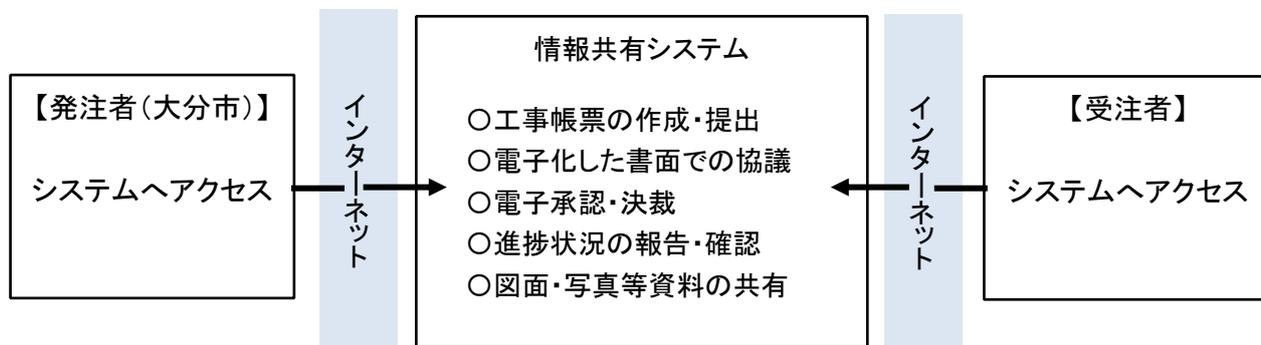
	改正後(令和7年度)	現行(令和6年度)
対象工事 「発注方式」	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 設計金額が130万円を超える工事 「受注者希望型」 ・営繕工事 設計金額が130万円を超える工事 「発注者指定型」 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 設計金額が130万円を超える工事 「受注者希望型」 ・営繕工事 設計金額が3,000万円以上の工事 「発注者指定型」

対象工事は特記仕様書に「情報共有システム活用工事」であることを明示します。ただし、対象工事に指定された営繕工事であっても、やむを得ない理由があると認められる場合は適用外とします。

②費用負担

- i 工事受注者が工事ごとにシステム提供者と契約し、利用料(登録料と使用料)を負担します。利用料はシステムごとに異なり、月額1万円~2万円程度です。
- ii 土木工事における利用料は、設計金額(共通仮設費のうち技術管理費の率計上分)に含まれていません。
- iii 営繕工事における利用料は、設計金額(共通仮設費)に積上げ計上します。

③システムの活用イメージ



- 活用のメリット
- ・工事帳票や資料の提出にかかる移動時間、移動コストを縮減できる。
 - ・工事帳票や資料は時間や場所を問わず閲覧、決裁ができる。
 - ・業務の効率化により、対面打合せや現場管理の時間を確保しやすくなる。

◆ 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

取組Ⅲ 受注機会の拡大

4. 特定建設工事共同企業体の発注形態について

特定建設工事共同企業体(※注)の発注形態については同業種の業者が出資比率に応じて、建設工事等の全部について共同で責任を持って施工する方式(甲型:共同施工方式)を採用していますが、構成員の専門性を生かし、効率的に工事を実施するため、複数の業種で結成し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する方式(乙型:分担施工方式)を導入します。

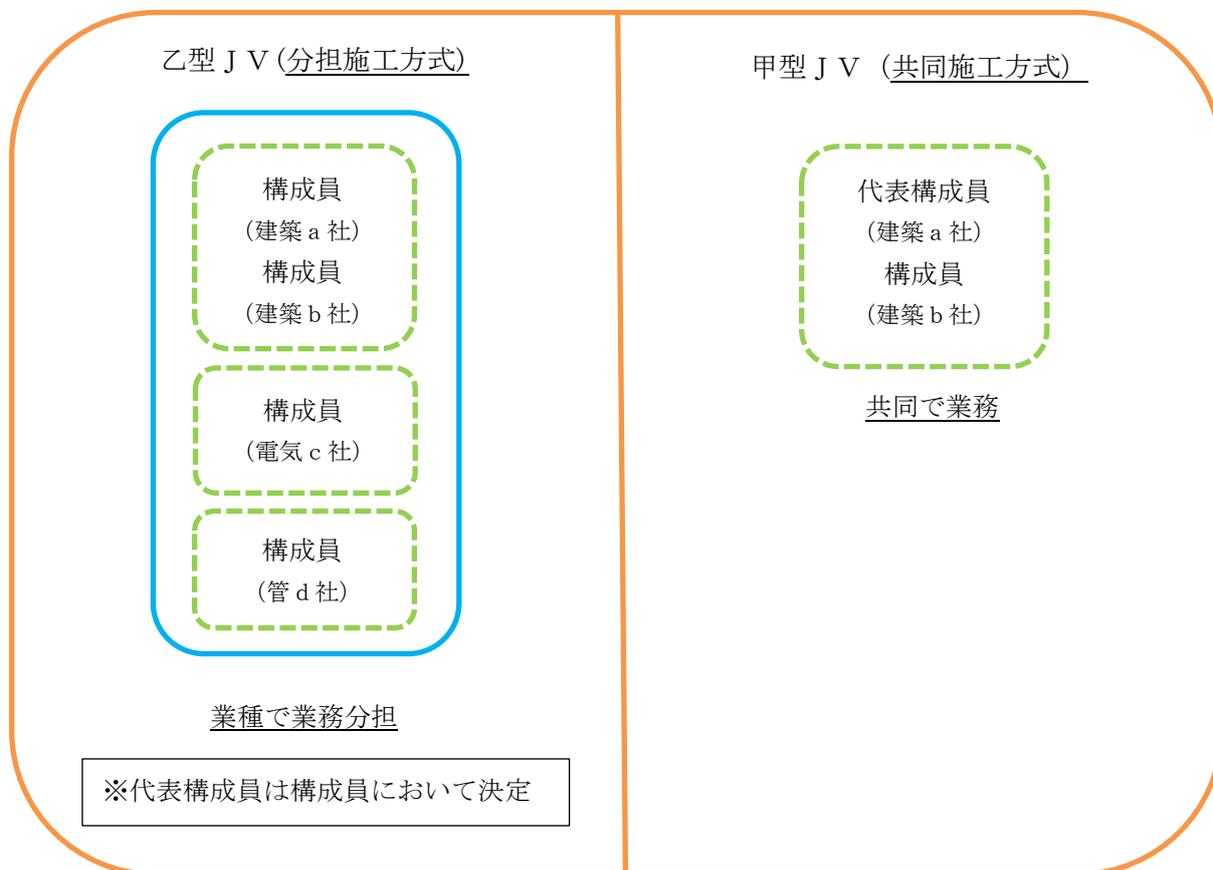
(※注) 特定建設工事共同企業体(特定JV:Joint Venture)とは、複数の企業が特定の工事プロジェクトを共同で遂行するために結成される形態の一つです。この特定JVには、一般的に甲型と乙型の2つの形態があります。

(1) 発注形態

複数の業種間での共同企業体を結成できるようにします。

	改正後(令和7年度)	現行(令和6年度)
発注形態	甲型又は乙型	甲型のみ

(2) 共同企業体のイメージ



◆ 令和7年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

(2) その他

1. 余裕期間制度を適用する工事に係る契約書類の提出期限の見直しについて

本市では、余裕期間制度を適用する工事について、契約書類の提出期限を通常の工事と同様の扱いとしているため、余裕期間を設け受注者の円滑な施工体制の整備を図るといふ本制度の目的が十分に果たされていない状況です。

また、大分県では同制度に係る契約書類の提出期限を別に定めており本市と取扱いが異なるため、事業者にとって負担となっています。

このことから、余裕期間制度を適用する工事に係る契約書類の提出期限について、大分県と統一することとします。

○提出期限を見直す項目

項目	令和7年4月1日以降	令和7年3月31日まで
①現場代理人等通知書	工事の始期の前日までに提出	開札日から7日以内に提出
②下請計画書		
③建退共証紙購入申告書	工事の始期後7日以内に提出	開札日から7日以内に提出
④掛金収納書		

※「工事の始期」とは実際に現場において工事に着手する日のこと。

※上記の①から④以外の書類については、これまでどおりの取扱とする。

○適用の時期

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

2. 落札者への落札決定連絡・契約時に必要な書類の案内について

(1) 落札者への落札決定連絡について

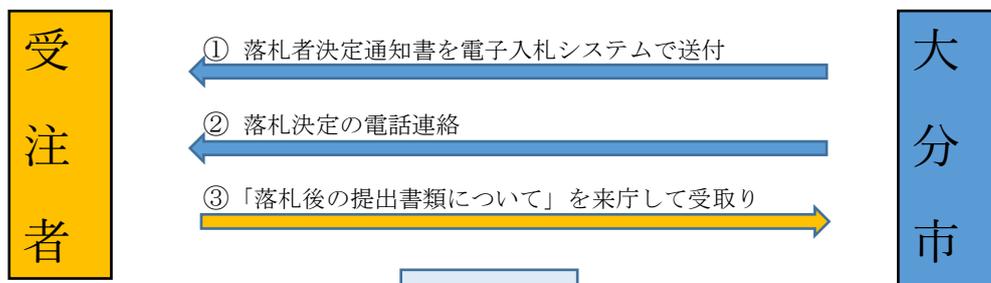
現状、落札者決定通知は、業者が落札者となったことが確実に認識できるよう電子入札システムでの通知に加え、電話連絡を行っていますが、電子入札開始から17年が経過し、業者が電子入札システム上で落札者決定通知書を確認することが定着したことから、令和7年度から、電話による落札決定の連絡を廃止します。

(2) 落札者への契約時に必要な書類の案内について

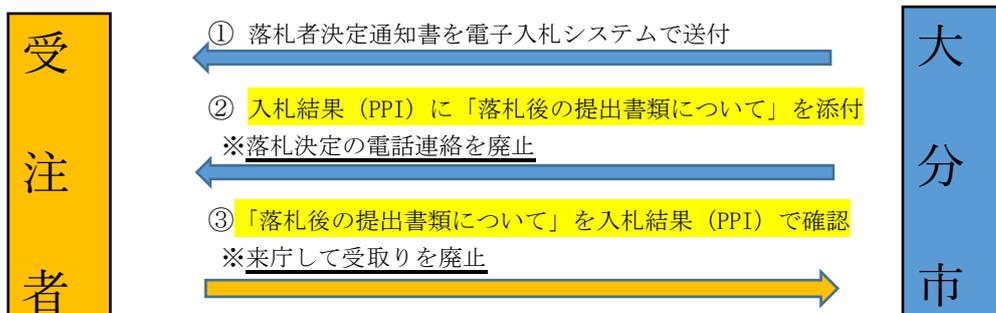
現状、落札決定通知後に、業者に来庁してもらい、契約に必要な書類を記載した案内文（「落札後の提出書類について」）を手渡ししていますが、オンラインでも確認可能な内容であることから、令和7年度から、入札情報サービスシステム（PPI）上で閲覧してもらう方法に切り替えることで来庁回数を削減し、業者の負担軽減を図ります。（来庁回数3回→2回）

業者来庁回数	改正後（令和7年度）	現行
1	システム上で閲覧	「落札後の提出書類について」を手渡し
2	変更なし	契約書等を持参
3		契約書の受取

(現行)



(変更後)



※業界団体へのお知らせ文書の配布、案件ごとにお知らせ文書の添付に加え、令和7年度は、初回のみ落札業者に上記の変更内容を電話連絡します。

3. 契約変更による請負代金額の増額に伴う契約保証金の増額基準の見直しについて

本市では、契約変更に伴い請負代金額が一定以上の増額となった場合、事業者に対して契約保証金の増額を求めています。しかしながら、現在の基準が大分県と本市で異なるため、事業者にとってわかりにくい状況が生じています。

このような状況を踏まえ、令和7年度から契約保証金の増額を求める基準を見直し、大分県と統一することで事業者の負担軽減を図ります。

○契約保証金の増額を求める基準

令和7年4月1日以降	令和7年3月31日まで
変更後の契約金額が当初の契約金額より3割を超えて増加した場合に増額を求める	変更後の契約金額が当初の契約金額より1割を超えて増加した場合に増額を求める

○適用の時期

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行う案件に適用